

バーゼル III 最終化に係る自己資本比率告示のポイント ー信用リスクの標準的手法を中心にー

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 金融庁は 2022 年 4 月 28 日、銀行および銀行持株会社の自己資本比率規制の一部を改正する改正告示を公布した。これは、リスク・アセットの計測手法を改定するバーゼル III 最終化に関するバーゼル委員会の合意文書の国内適用を図るものであり、金融庁から 2021 年 9 月に示されていた告示案へのパブリック・コメントの手続きを経て最終化されたものである。
2. 告示案からの重要な変更点は、告示の実施時期が 1 年後ろ倒しされたことである。すなわち、国際統一基準行と内部モデルを採用する国内基準行は 2024 年 3 月 31 日から、標準的手法を採用する国内基準行は 2025 年 3 月 31 日から実施される。開始時期が 1 年後ろ倒しされたことで、金融機関にとっては新たな計測手法に基づいてリスク・アセットを計測する準備時間がさらに確保されることになった。
3. 今後、金融機関はリスク・アセットの計測手法の改定に伴って業務の見直しや人員の配置、システムの改修に取り組むことが求められよう。例えば、信用リスクの標準的手法では、デュー・ディリジェンス分析の業務プロセスを構築することが必要となる。また、中小中堅企業等を含む新たな定義要件についてシステム対応を図ることになるだろう。さらに、不動産関連エクスポージャーに関しては、適格性要件を確認する体制を整備する必要がある。
4. もっとも、金融機関がバーゼル III 最終化の下で信用リスクの標準的手法によってリスク・アセットの計測を行うには、改正告示の条文だけでは不明な点や解釈が難しい点が残されており、早期実施のオプションも用意されている中で、金融庁から Q&A がより早期に示されることが望まれる。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・小立敬「バーゼル III 最終化に係る自己資本比率告示案の概要ー信用リスクの標準的手法を中心にー」『野村資本市場クォーターリー』2022 年冬号。
- ・小立敬「ようやく合意に達したバーゼル III の枠組みの最終化ーリスク・アセットの計測方法の見直しー」『野村資本市場クォーターリー』2018 年冬号。

I 金融庁による改正告示の公表

金融庁は2022年4月28日、銀行および銀行持株会社の自己資本比率規制の一部を改正する告示（以下、「改正告示」という）を公布した¹。これは、リスク・アセットの計測手法の改定を図るバーゼル III 最終化に係るバーゼル委員会（BCBS）の合意文書²の国内適用を図るものであり、2021年9月に金融庁から提示された告示案に対するパブリック・コメントの経路を経て最終化されたものである。なお、今般公表された改正告示は銀行と銀行持株会社に関するものであって、信用金庫や信用協同組合を含む協同組織金融機関（および系統中央金融機関）を対象とする告示については、今後公布される。

告示案からの重要な変更点は、改正告示の実施時期が1年後ろ倒しされたことである。すなわち、国際統一基準行と内部モデルを採用する国内基準行は2024年3月31日からの実施となり³、内部モデルを採用しない（標準的手法を採用する）国内基準行については2025年3月31日から実施される⁴。なお、改正告示の早期実施を希望する金融機関は、2023年3月31日以降、金融庁に届出を行うことで早期の実施が可能になる。

改正告示における告示案からの条文の修正に関しては、規定の明確化や不備の修正、バーゼル III 最終化に関するバーゼル委員会の合意文書との平仄といった技術的なものに概ねとどまっているように窺われる。

バーゼル III 最終化の下で改正告示では、標準的手法採用行だけでなく内部モデル採用行も資本フロア（アウトプット・フロア）の適用を通じて標準的手法に基づいてリスク・アセットを計測することが必要になる⁵。そこで本稿では、エクスポージャーにリスク・ウェイトを乗じて算出する信用リスクの標準的手法の改定に焦点を当てつつ、告示案からの変更に加えて、告示案のパブリック・コメントへの金融庁の考え方⁶（以下、「金融庁の考え方」という）で示された金融庁の見解も踏まえて、改正告示に関連して新たに確認すべきポイントについて整理することとする⁷。

¹ 金融庁「『自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示の一部改正（案）』等に対するパブリック・コメントの結果等の公表について」令和4年4月28日
<<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220428.html>>

² BCBS, “Basel III: Finalising Post-crisis Reforms,” December 2017. バーゼル III 最終化の概要については、小立敬「ようやく合意に達したバーゼル III の枠組みの最終化—リスク・アセットの計測方法の見直し—」『野村資本市場クォーターリー』2018年冬号を参照。

³ 附則第1条を参照。

⁴ 附則第2条を参照。

⁵ 具体的には、内部格付手法採用行、内部モデル方式採用行または期待エクスポージャー方式採用行においては、各リスク・カテゴリーの標準的手法によって算出した所要自己資本額に72.5%を乗じた値である資本フロアが、内部モデルによって算出した所要自己資本額を上回る場合には、資本フロアから内部モデルによって算出した所要自己資本額を控除した額に12.5%を乗じてリスク・アセットに換算した額をリスク・アセットに加えることが求められる。

⁶ 金融庁「『自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）における信用リスク、CVAリスク及びマーケット・リスクに係る告示の一部改正（案）等』に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方」令和4年4月
<<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220428-2/02.pdf>>

⁷ 本稿は改正告示の内容を解説することはしないため、告示案についてまとめたものとして、小立敬「バーゼル III 最終化に係る自己資本比率告示案の概要—信用リスクの標準的手法を中心に—」『野村資本市場クォーターリー』2022年冬号を合わせて参照されたい。

Ⅱ 信用リスクの標準的手法に関する改定のポイント

1. デュー・ディリジェンス分析

信用リスクの標準的手法においては、改正告示の下で現行と同様、適格格付機関による外部格付を参照してリスク・ウェイトを決定することが認められる一方で、外部格付に対する機械的な依存を回避する観点から、債務者またはエクスポージャーに関して一定要件を満たすデュー・ディリジェンス分析を実施することが求められる⁸（図表1）。デュー・ディリジェンス分析を行った結果、債務者またはエクスポージャーの信用状態が格付に対応する信用リスク区分が表す信用状態よりも高いリスクを有すると評価される際には、下位のリスク・ウェイトを用いなければならない。金融庁は、金融機関の複雑性を踏まえたデュー・ディリジェンス分析を金融機関に求める考えを述べており、今後、策定される自己資本比率規制に関するQ&A（以下、「Q&A」という）で具体的に示す方針である。

図表1 デュー・ディリジェンス分析に関する要件

-
- ① 内部の信用分析もしくは第三者による分析またはこれらを併用した分析を用いて信用リスクを評価するための必要な体制が整備されていること
 - ② 評価に係る情報を適時に把握するための必要な体制が整備されていること
 - ③ 債務者が連結財務諸表を作成している場合または債務者を同一のグループに属するものとして管理している場合において、グループに属する会社による資金援助、これらの会社に問題が生じた場合の返済能力への影響その他のグループからの影響が当該債務者の評価において必要であるときは、当該影響が評価されていること
 - ④ エクスポージャーに応じた適切なリスク・ウェイトを判定できるように、内部方針、評価プロセス、システムおよび内部統制が整備されていること
 - ⑤ 債務者またはエクスポージャーの評価の結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備されていること
 - ⑥ 債務者またはエクスポージャーの評価を信用供与の実行時点および年1回以上の頻度で実施していること
-

（注） 下線部は、告示案からの変更箇所を示す（下線部は筆者による）。

（出所）改正告示より野村資本市場研究所作成

2. 金融機関等向けエクスポージャー

改正告示は、第一種金融商品取引業者（証券会社）に加えて、保険会社も金融機関等向けエクスポージャーとして扱うことを定め、海外の証券会社と保険会社に関する規定も手当てしている⁹。これに関して金融庁の考え方では、日本国内の第一種金融商品取引業者と保険会社は、金融機関等向けエクスポージャーの取扱いである一方、海外の証券会社や保険会社については、当該国・地域の金融当局の定めるところによってバーゼル委員会の

⁸ 第48条の2を参照。なお、デュー・ディリジェンス分析の対象は、（当該分析に係る規定がある）国際開発銀行向け、金融機関等向け、カバード・ボンド向け、法人等向け、特定貸付債権等のエクスポージャーに限られておらず、また、債券や貸付以外の与信であっても外部格付を利用してリスク・ウェイトを決定する場合にはデュー・ディリジェンス分析の実施が必要となる（金融庁の考え方 No.54）。

⁹ 第64条、第64条の2を参照。

自己資本比率または類似の基準の適用を受ける「自己資本比率規制金融機関」に準ずる者と認められる者、すなわち、海外当局の規制下でエクスポージャーが銀行と同等の扱いを受けることを確認できれば金融機関等向けエクスポージャーの扱いとなるが、確認が難しい場合には法人等向けエクスポージャーとして扱うことが述べられている¹⁰。

なお、無格付の金融機関については自己資本比率等の遵守状況を踏まえてグレード区分（A、B、C）を判定したうえでリスク・ウェイトを決定することになっており、無格付の証券会社や保険会社のグレード区分の判定に関しては Q&A で明らかにされる。

3. 法人等向けエクスポージャー

バーゼル委員会の合意文書では、法人等向けエクスポージャーの対象として個人事業主（proprietorship）が含まれていることから、改正告示においては、「事業者たる個人」が法人等向けエクスポージャーに含まれることが明確化された¹¹。

また、法人等向けエクスポージャーにおいて 85%のリスク・ウェイトが適用できる「中堅中小企業等」については、連結売上高が 50 億円未満という基準によって判定されることになっており、金融庁は Q&A で売上高判定の考え方を明らかにする方針である。

4. リテール向けエクスポージャー

1 億円以下の中堅中小企業等や個人向けであるリテール向けエクスポージャーには、75%のリスク・ウェイトを適用できるが、バーゼル委員会の合意文書は商品に関する要件として、住宅ローンやデリバティブ、債券や株式を含む証券をエクスポージャーから除外することを規定している。そこで、改正告示においては、自己居住用不動産向け、賃貸用不動産向け、居住用不動産を担保とするその他不動産関連、債券、株式等のエクスポージャーに加えて、派生商品取引等については、リテール向けエクスポージャーの計測から控除することが明確にされた¹²。

5. 不動産向けエクスポージャー

賃貸を目的とする居住用不動産向けエクスポージャーについては、バーゼル委員会の合意文書を踏まえて、返済が専ら資金使途の目的である住宅からの賃料その他の収入に依存していない場合には、自己居住用不動産向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが適用できるよう改正告示において条文の修正が行われている¹³。なお、返済が専ら不動産からの賃料その他の収入に依存しているか否かの判断は、Q&A で明確化される予定である。

¹⁰ 金融庁の考え方 No.74 および No.75 を参照。

¹¹ 第 65 条 1 項を参照。

¹² 第 67 条 1 項 2 号を参照。

¹³ 第 68 条 1 項 2 号を参照。

また、不動産向けエクスポージャーにおける適格性の要件に関連して、バーゼル委員会の合意文書では一定要件の下で劣後担保権も認められているが、改正告示は第二順位までしか認めていない。この点について金融庁は、第三順位以下の劣後抵当権の取扱いについて今後検討を重ねていく考えを明らかにしている¹⁴。

なお、現行のQ&Aでは、REITが発行する投資法人債に関しては不動産取得等事業向けエクスポージャーとして格付がBB以上の場合には100%のリスク・ウェイトが適用される扱いとなっている。これに対して金融庁は、REITが発行する投資法人債を含む不動産投資法人の負債性のエクスポージャーは、改正告示の下では法人等向けエクスポージャーとして扱うことが適当であるとの見解を示している¹⁵。

6. 劣後債権および資本性証券のエクスポージャー

バーゼル III 最終化の下、劣後債権やその他の資本性証券については150%のリスク・ウェイトが適用される一方で、エクイティに関しては、投機的な非上場株式会社には400%、それ以外は250%のリスク・ウェイトが適用され、それとともに5年間の段階適用の措置が認められている。その結果、適用から2年間については劣後債権等のリスク・ウェイトがエクイティのリスク・ウェイトを上回る状況が生じる。改正告示ではその点を考慮し、劣後債権等に関して2年間の段階適用の措置が手当てされている¹⁶（図表2）。

図表2 劣後債権その他資本性証券に関する経過措置

基準日以後1年間	基準日から1年を経過した日以後1年間
100%	125%

(注) 基準日は、改正告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日を指す。

(出所) 改正告示より野村資本市場研究所作成

7. 株式等のエクスポージャー

改正告示は、400%のリスク・ウェイトが適用される投機的な非上場株式会社について、①短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資、②金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益または利益を取得することを想定する非上場株式投資を規定したうえで、長期的な関係の構築に資する場合または企業再生を目的とするものである場合はこの限りではないと規定している¹⁷。

¹⁴ 金融庁の考え方 No.122 を参照。

¹⁵ 金融庁の考え方 No.146 を参照。

¹⁶ 附則第10条を参照。

¹⁷ 第76条3項を参照。

後者の要件に関して金融庁は、典型的には IPO や再上場によるキャピタルゲインを目的とするまたは期待するベンチャー・キャピタル投資やバイアウト投資が該当するとの見解を示したうえで、投機的な非上場株式に関する具体的な解釈については Q&A で明確する考えを示している¹⁸。

また、REIT のエクイティに関して現行の Q&A では、標準的手法においては上場 REIT のエクイティは出資等、私募 REIT のエクイティはファンドとして扱うよう整理している。これに対して金融庁は改正告示の下、標準的手法では上場 REIT、非上場 REIT とともに株式等に対するエクスポージャーとして、またはファンド内資産のルックスルーにより取り扱うことになると述べており、従来とはエクスポージャーの取扱いが異なることになる¹⁹。金融庁は、現行の Q&A における不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例を修正する方針を明らかにしている。

III 今後の留意点

今般、金融庁から改正告示が示され、欧米諸国に先駆けてバーゼル III 最終化に関する規則が定められた。その実施時期については、バーゼル III 最終化に関する国際合意では 2023 年 1 月 1 日とされているが、国際統一基準行と内部モデルを採用する国内基準行は 2024 年 3 月 31 日、標準的手法を採用する国内基準行は 2025 年 3 月 31 日である。告示案からは 1 年後ろ倒しされたことで、金融機関にはリスク・アセット計測の改定に関わる準備に必要な時間がさらに確保されることになった。また、早期実施を希望する金融機関は金融庁への届出によって早期の実施も可能であり、リスク・アセット計測の改定への準備の進捗も踏まえながら自らの経営判断によって柔軟に対応することができる。

今後、金融機関はリスク・アセットの計測の改定に向けて、業務の見直しや人員の配置、システム改修に取り組むことが想定される。例えば、信用リスクの標準的手法においては、外部格付を利用してリスク・ウェイトを決定する際に、債務者またはエクスポージャーに関するデュー・ディリジェンス分析という新たな業務プロセスが必要となる。法人等向けやリテール向けのエクスポージャーに関しては、中小中堅企業等を含め新たな定義要件にシステム改修を含め対応する必要がある。また、不動産関連エクスポージャーについては、LTV (loan-to-value) 比率の把握に加えて、適格性要件を確認する体制を整備しなければならない。さらに、REIT を始めとする不動産証券化商品・ファンドの取扱いについては、これまでの取扱いとは異なることに留意する必要がある。

もっとも、金融機関がバーゼル III 最終化の下で、信用リスクの標準的手法に基づいてリスク・アセットの計測を行うには、改正告示の条文だけでは不明な点や解釈が難しい点が残されており、早期実施のオプションも用意されている中で、金融庁から Q&A がより早期に示されることが望まれる。

¹⁸ 金融庁の考え方 No.181 を参照。

¹⁹ 金融庁の考え方 No.174 を参照。